



赤磐市不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内

(一部改正しました)

(2021.1.1 以降に終了した治療が対象です)

赤磐市では、不妊治療のうち医療保険が適用されず、治療費が高額となる体外受精や顕微授精(特定不妊治療)について、経済的な負担の軽減を図るため、岡山県の助成制度に上乗せして医療費の一部を助成しています。

※令和4年度から特定不妊治療が保険適用となり、岡山県の助成制度は令和3年度で終了しましたが、令和4年度は、岡山県が国の方針に準じた経過措置を実施することから、岡山県の助成を受けた方については、引き続き赤磐市も助成を行います。

対象者

岡山県不妊治療支援事業の助成が決定された方で、次の条件に該当する方

- ・治療開始時に夫婦(法律上のご夫婦以外(事実婚)も含む)で、申請日において、ご夫婦またはご夫婦のどちらかが本市に住所を有すること。
- ・申請日において、対象者及び世帯員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

助成内容

助成金の額・・医療保険適用外医療費の額から、岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成金に相当する額を控除して得た額の2分の1以内で、1回当たり10万円が限度額となります。

※特定不妊治療の一環として、夫の精巣または精巣上体から直接精子を採取する治療を行った場合には、岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成金に相当する額を控除して得た額の2分の1以内で、1回当たり5万円を限度額として助成します。

助成回数・・初回の申請を行った際の妻の年齢が40歳未満の場合は、43歳になるまで6回、40歳以上の場合は43歳になるまで3回助成します。

※助成を受けた後、出産した場合(妊娠12週以降の死産を含む)は、出産後初めて助成を受ける時から新たに回数を算定することができます。

※年齢は、いずれも助成対象治療の治療開始日が基準となります。

*支給申請に必要な書類

- ①赤磐市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金支給申請書(様式第1号)
- ②不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書(様式第2号)
または岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書の写し
- ③医療機関の発行する領収書(治療期間分の領収書が必要です)
- ④岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業助成決定通知書の写し
- ⑤婚姻関係にある場合・・・本市に居住している法律上の夫婦であることを証明する書類:裏面の(別表1)
事実婚の場合・・・本市に居住していることを証明する書類および岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請時に提出する事実婚であることを証明する書類の写し
- ⑥助成回数のリセットを希望する場合はリセット事由を証明する書類:裏面(別表2)
- ⑦その他市長が必要と認める書類



*支給申請の方法

治療の支払いが終了した日の属する年度内に申請書類を添えて提出してください。

※ただし、3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌月(4月)25日まで申請することができます。

(別表1) 赤磐市に居住している法律上の夫婦であることを証明する書類

区 分		必要な証明書類
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合	・住民票の写し(夫婦分) (続柄を記載のもの)
	夫又は妻が世帯主でない場合	・住民票の写し(夫婦分) (戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの)
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、別世帯の場合		・それぞれの住民票の写し ・戸籍謄本
夫又は妻のいずれか一方が外国籍の場合	夫婦が同一世帯の場合	・住民票の写し(夫婦分) (夫婦であることを確認できる続柄を記載のもの)
	① 夫または妻が世帯主の場合	・住民票の写し(夫婦分) (続柄を記載のもの)
	② 夫または妻が世帯主でない場合	・住民票の写し(夫婦分) (続柄を記載のもの) ・続柄が確認できない場合は、日本国籍を有する者の戸籍謄本
	夫婦が別世帯の場合	・それぞれの住民票の写し ・日本国籍を有する者の戸籍謄本
夫及び妻が外国籍の場合	夫婦が同一世帯の場合	・住民票の写し(夫婦分) (夫婦であることを確認できる続柄を記載のもの) ・続柄が確認できない場合は、婚姻をしていることを証明する書類 (外国語による書類の場合は日本語訳を添付)
	夫婦が別世帯の場合	・それぞれの住民票の写し ・婚姻をしていることを証明する書類 (外国語による書類の場合は日本語訳を添付)

※住民票の写しは、発行日から3カ月以内のもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないものをご用意ください。

(別表2) 助成回数のリセット事由を証明する書類

区 分	必要な証明書類
助成回数リセット事由が出産の場合	・住民票の写し 子ども(リセット事由となったもの)が記載されているもの(続柄を記載のもの)
助成回数リセット事由が死産の場合(妊娠12週以降のもの)	・死産届または死産が確認できるもの